

【安全衛生推進者養成講習】

＜実施要領＞

(秋田労働局長・登録安全衛生推進者養成講習機関第1号・有効期限満了日:令和6年12月27日)

(一社)秋田県労働基準協会

1. 安全衛生推進者養成講習とは

労働安全衛生法第12条の2に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する次の業種の事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働安全衛生法第10条第1項各号の安全衛生業務を担当させることを義務付けています。

本講習は、当協会が秋田労働局へ登録養成講習機関として、登録認定を受けて安全衛生推進者としての資格を付与するために実施する講習です。(法令による大学卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事し安全衛生推進者能力向上教育(初任時)を受講した者などや、労働安全コンサルタント等はこの講習は不要です。)

- (1) 林業、建設業、運送業、清掃業、鉱業
- (2) 製造業(加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業
- (3) 自動車整備業、機械修理業
- (4) 旅館業、ゴルフ場業
- (5) 各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業
- (6) 各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業

2. 日時及び会場

[日時] 令和6年8月22日(木) ~ 8月23日(金)

1日目: 8時40分 ~ 17時10分

会場: 協働大町ビル

(8時35分から開講オリエンテーションを行います。)

(所在地: 秋田市大町3丁目2-44)

2日目: 9時00分 ~ 12時10分

3. 講習科目

- 1 安全管理
- 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
- 3 作業環境管理及び作業管理
- 4 健康の保持増進対策
- 5 安全衛生教育
- 6 安全衛生関係法令

(注) 一部免除者

1 安全管理者は、講習の一部が免除されます。免除されるのは、1,2,5です。

ただし、2の科目の免除については、平成18年10月1日以降に「安全管理者選任時研修」を修了した者に限ります。

2 労働安全衛生規則第10条の衛生管理者の資格(医師、労働衛生コンサルタント等)がある方は、2, 3, 4, 5が免除されます。(※免除者には受講票送付時に免除科目をご連絡します。)

4. 定員 100名(定員になり次第締切ります)

5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	免除なし		一部免除あり	
	会員(*)	非会員	会員(*)	非会員
受講料(税込み)	18,700円	18,700円	16,500円	16,500円
テキスト代(税込み)	0円	1,430円	0円	1,430円
合計(税込み)	18,700円	20,130円	16,500円	17,930円

※会員はテキスト全額割引となっています。テキスト代は変更となる場合があります。

6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メール、持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和6年8月15日(木)** とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店 (普) 967575
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則 (マチダ ヨシノリ)

※振込は関係資料の送付後に行ってくださいようお願いいたします。

以上